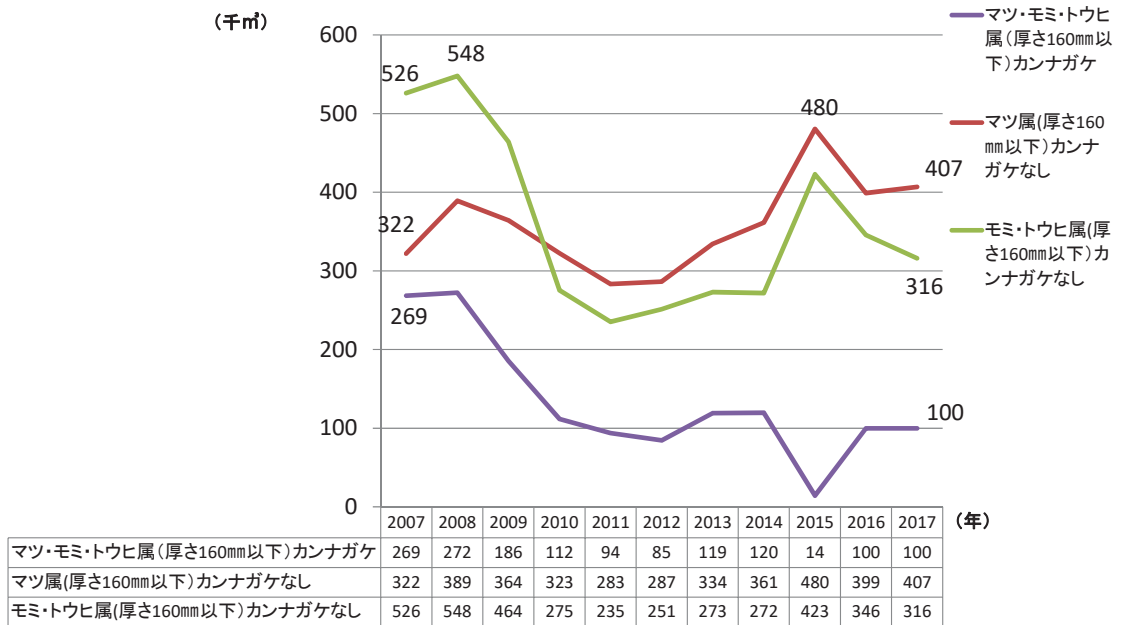


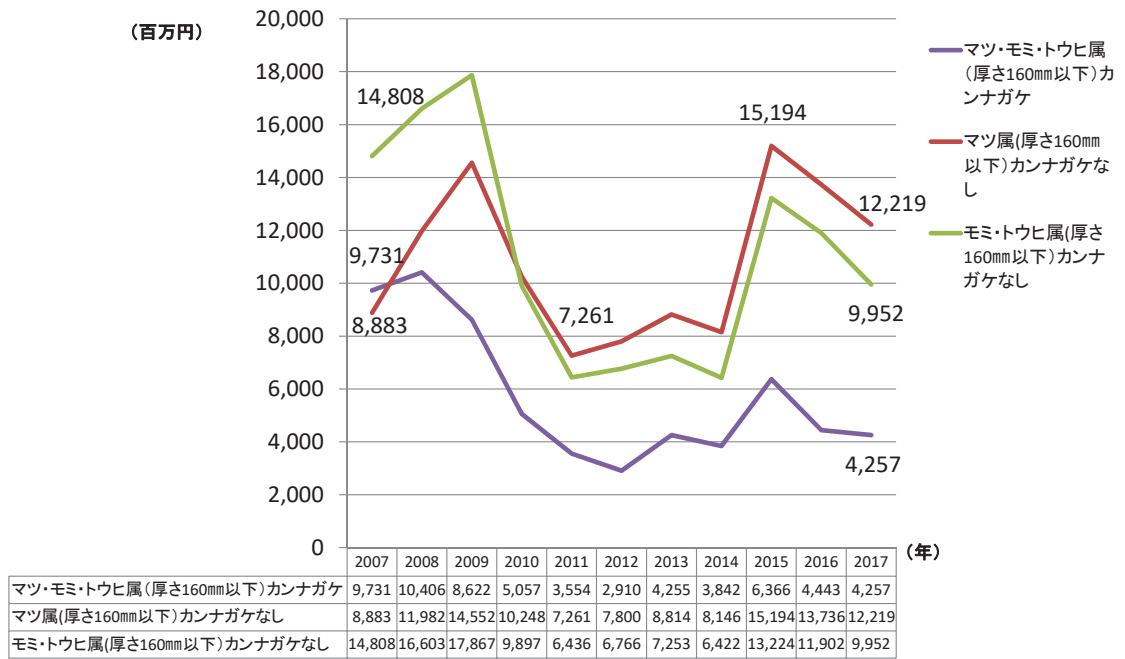
図表 107：フィンランド産の輸入木材の樹種別輸入量の推移



財務省「貿易統計」より作成

樹種別（品目別）にみるとフィンランド産の木材は、ほとんどがマツ・モミ・トウヒ属である。全般的にカンナがけなしのもののシェアが増大していることがわかる。2008年を一つのピークにその後減少したが、再び増加している。

図表 108：フィンランド産の輸入木材の樹種別輸入金額の推移



財務省「貿易統計」より作成

樹種別輸入金額の推移をみると、カンナガケなしが多く、ほとんどがマツ・モミ・トウヒ属である。マツ属で2015年が多く152億円程度である。2010年～2014年は金額的に少なくなっているが、その後2015年以降は回復している。

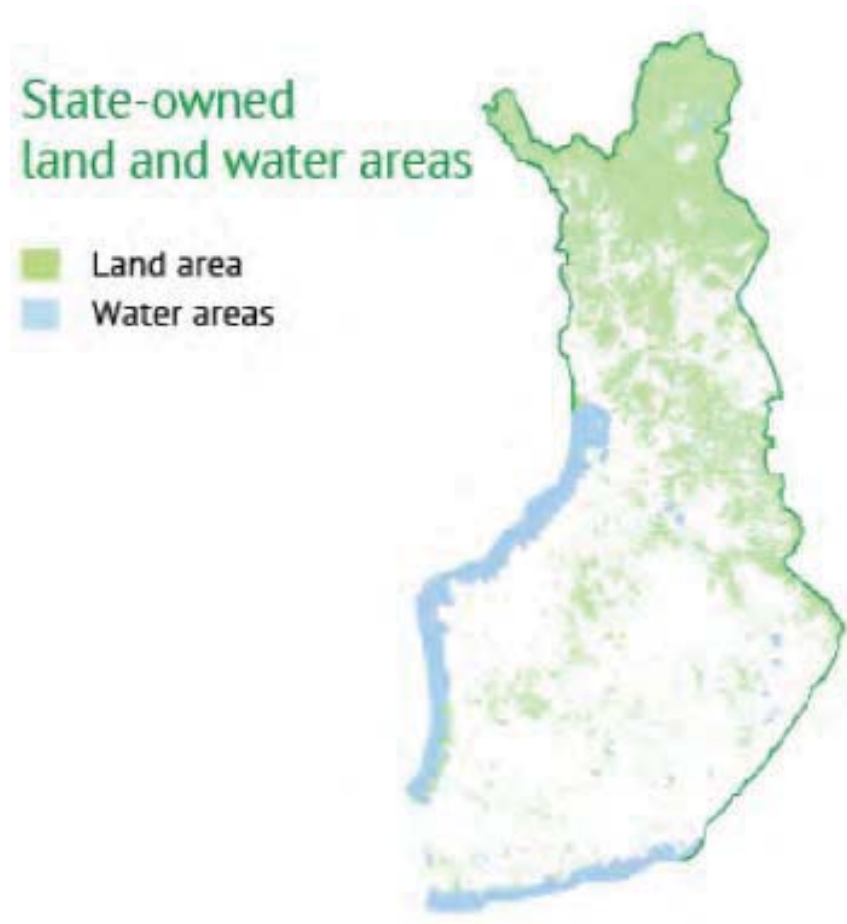
(3) 国有林の概要

① 国有林の現況

前述したように、寒さが厳しい気候であるフィンランド北部を中心として、国有林が多く分布している。国有林の土地面積は約9,131千ha（うち多目的林約3,500千ha、経済利用林約713千ha）森林の生長量は11百万m³/年である。

国有林では木材生産も行われるが、生物多様性の保全、森林へのレクリエーションアクセスの確保、雇用の促進、サミ族などの伝統の実践やトナカイのための好条件地の確保など、社会的義務にも応えている。

図表 109 : フィンランド国有林の分布



② 国有林管理の体制

国有林管理公社メッツハリトス (Metshhallitus) は、国有林の管理を目的とした独立した森林管理委員会 (1863 年設立) を起源に 1908 年に国営企業として設立された。2016 年 4 月には、EU 競争法を遵守するための法改正がなされた。メッツハリトスは、木材の収穫と販売、および多面的利用の原則に従って国有林の維持管理を担当している。さらに、国有林のネットワークを構築し、維持している。

メッツハリトスには、約 300 人の職員と 430 人の森林作業員が所属している。また、請負業者が 1,200 以上存在する。

メッツハリトスによって管理される国有の土地、森林および水域の使用に関する一般的なガイドラインは、政治レベルで定義されている。より詳細な運用方針は、自然資源計画で定義されている。

自然資源計画は、天然資源の利用に関する戦略的計画であり、地域の利害関係者を代表する協力グループと緊密に協力して作成されている。これは、主要な運営方針とこれらの方針を支える土地利用ソリューションを定義している。自然資源計画プロセスには、生態系ネットワークの代表性を評価する景観生態学的評価だけでなく、貴重な自然の特徴を保存するために必要な施業や施業の規制が必要とされている。

すべての利害関係者には、オンラインでのフィードバックや一般市民の声を聞く機会が与えられる。例えば、トナカイの畜産に関する慣習は、トナカイ群集協同組合との合意により合意されている。

現場で働くプランナーは、地理情報システムからダウンロードした計画エリアのデータを含む携帯型のコンピューターを使用し、野生生物の生息地、ビオトープ、森林管理に関する情報ほかエリア内の最新情報も森林の中でモニターにて確認することができる。各現地のデータは、現場での観測、測量、評価を通じて収集される。森林計画担当者は、区域の区画に関する情報を更新し、伐採、森林管理作業およびそのタイミングを記録し、印刷された地図上に起こりうる変化を記録する。現地を訪れている間に、プランナーは伐採区域を区切るためのマーキングを行い、このようにして現地データが収集されると、森林計画担当者はオフィスで区画データの更新を行う。

計画された施業が現場で実施されると、地理情報システムにおいて森林の状態が更新される。地理情報は常に最新の状態に保たれ、計画を容易にするために森林の正確な画像が得られる仕組みが構築されている。

③ 国有林における木材生産の現況

国有林では、希少な自然の保全だけでなく、森林の持続可能な経営による経済的利益の創出も行っている。木材の販売はメッツハリトスの売上高のほぼ 90% を占めている。毎年 1 億ユーロ以上の利益が政府に移転され、フィンランド社会の利益のために使用されている。メッツハリトスの 2015 年の林業部門の売上高は、319,600 万ユーロであった。

(4) 国有林の管理経営制度

① 1996年 森林法 (Forest Act)

この法律は、最も広い意味での森林資源の持続可能な発展と生物多様性の保全に関わるものである(第1章)。本文は、第1章のほか、木の伐採と森林の再生(2)、森林生態系の生物多様性の保護(3)、保護林と保護区(4)、施行と法的帰結(5)、その他の条項(6)、発効と経過措置(7)の7章に分かれた36のセクションで構成されている。この法律は、林業用の土地に分類される地域における森林の管理と利用に適用され、自然保護法(1096/1996)およびセクション2に規定されるその他の様々な分野に基づいて保護されている区域には適用されない。セクション3は林業以外の林地の使用を規定する。セクション4は、林業センターによって準備され実施される林業に関する地域行動計画を規定している。セクション5は一般的な木の伐採のための規則を定め、セクション6は“特別な領域”における木の伐採を規制する。第3章の規定には、生物多様性保全の一般原則が含まれており、セクション11に保護規定の除外が規定されている。保護林は、閣僚理事会(セクション12)によって制定される。保護区域は、林業を担当する省庁によってセクション13で概説された目的のために宣言することができる。セクション14(第5章)は、森林資源の利用を各森林センターに届け出る森林所有者の義務を定式化している。

② 1987年 森林改良法 (Forest Improvement Act)

個人所有の森林での林業を奨励するために、国家予算から毎年支出される資金は、補助金、融資または先行資金調達で森林改良事業に利用できるようにすることを定めた法律。本法律は、一般規定(1)、森林整備事業のタイプ(2)、ファイナンス(3)、森林改良プロジェクトの計画と実現(4)、政府に対する債務の責任(5)、管理と保守の任務(6)、特定の条項(7)の7章、47のセクションからなる。

③ 1996年森林令 (Forest Decree)

この法令は、1996年 森林法の特定の条項を補足する実施規則である。第1節は、法第4条に基づいて林業センターによって採択される地域林業実施計画の内容を定義する。第2節では、森林資源の再生をもたらすものとみなされる措置について詳細に記述している。このほか、林業省は、森林法第8条第5項の観点での森林保全対策に関する規則を制定することができる(第6条)としているほか、第7節では、特に関連する「生活環境」(生息環境)を規定している。

(5) 国有林における伐採スキーム

① 概要

メッツハリトスの木材（請負による丸太の生産・販売）の主力製品は、製材用丸太とパルプ材である。これらのほとんどは主に長期契約で販売されているが、時には都度販売も行われる。

メッツハリトスは毎年約 600 万 m³の木材を販売している。これは、フィンランドの森林産業に必要な木材量の約 6%に相当する。最大の顧客は、パルプ、紙、製材品を生産するフィンランド国内の森林関連の大企業である。

メッツハリトスが販売している総木材量の約 60%はパルプ材であり、残りは製材用丸太である。さらに、切り株、伐採残渣および小径木材はバイオマス燃料として発電所に売却される。メッツハリトスのフィンランド国内の取引先は約 100 件である。

メッツハリトスの森林は国際的な森林認証である PEFC の認証を受けており、木材が健全な森林管理基準に従って産出されたことを証明している。メッツハリトスは、森林認証に加え、木材の保管管理の要件を遵守することを約束している。これにより、認証された木質原材料を元の森林まで確実に追跡するトレサビリティシステムが構築されている。

② 木材の販売方法

メッツハリトスは、森林関連の企業を対象として、認証されたパルプ材、丸太、バイオマス材を販売している。

木材は年に 2 回販売しているが、木材のほとんどは、数年間の期間を区切って、主要顧客と個別に取り交わした一般契約に基づいて販売されている。メッツハリトスの計画により、将来の木材収穫量、質、位置に関する情報を提供しており、これにより、長期間にわたって契約を結ぶことができる。このようにして、顧客は必要に応じて年間を通じて、安定した木材の供給を受けることができる。

製材用丸太の一部は、年に 2 回発行される販売カタログを使用して販売されている。このカタログには、バイヤーが入札できる丸太の地域的なリストが含まれている。

③ 原木の生産（伐採）方法

メッツハリトスが管理する森林での収穫作業は、基本的には下請けの契約協力業者が行う。国有林のうち商業林では、林業機械や木材トラックを運営する民間請負業者が木材の収穫と輸送を行っている。メッツハリトスは、約 1,000 人を雇用している約 300 の林業会社（下請業者）と契約しているほか、50 社の運送業者（約 200 台の木材トラックを保有）と運送契約をしている。

フィンランド全国で、メッツハリトスの木材の約 3 分の 2 がトラックによって工場に運ばれているほか、鉄道輸送が約 30%、水上輸送が数%ある。

収穫の指示はハーベスタのコンピューターに送信され、オペレータはその箇所の伐採に関する重要な情報（場所、立木データ、環境ガイドライン、寸法と品質要件）をすべて取得します。

伐採に関する情報は、ハーベスタから、木材トラックの運搬指示書の作成のために輸送監督者が使用する ERP (Enterprise Resource Planning) システムに自動的に転送される。この運搬指示書は、どの土地から木材をピックアップするのか、何を積載し、どこに納品するのか、いつ顧客に届ける必要があるのかを運転手に示す。

配達された木材量に関するデータは、トラックまたはグレーディングステーションから ERP システムに返される。これにより、配送計画がどの程度達成されたかを監視することができる。

木材収穫と出荷の品質は定期的に確認される。品質のモニタリングは、伐採業者の作業品質に重点を置いている。配送の品質管理では、購入者によって行われたスケールリングがメツハリトスによるものと比較される。

④ 伐採（請負）業者との契約ポリシー

請負業者と協力してメツハリトスはサービスを開発し、森林業界全体の請負業務の発展にプラスの影響を持つように努めている。メツハリトスの目標は、森林業界内の品質基準を重視し、その発展をサポートしながら、請負業者の独立性を促進することである。


メツハリトスでは、実行するすべてのタイプの作業を網羅したサービス標準仕様書を作成している。このサービス標準仕様書は、サービスとサービスのサプライヤーに関連する要件を定め、業務の種類によって品質係数を定義する詳細な内容を提示している。

請負業者は、従業員に説明を行い、その専門技術が最新であることを確認する責任がある。メツハリトスは、専門職能を促進する研修日をオーガナイズすることにより、請負業者とその労働者の研修にも参加する。請負業者はまた、他のタイプの研修に参加することが奨励されている。

請負業者が提供する役務サービスは、「調達法」に従って調達される。このような法律の基本原則には、健全な競争の促進と請負業者の平等で非差別的な扱いが含まれており、入札は毎年行われている。

メツハリトスの調達入札は電子入札により実施されている。現在の入札物件は、電子調達サービスの HILMA (<http://www.hankintailmoitukset.fi>) と Metsähallitus (<https://tarjouspalvelu.fi/metsahallitus>) が提供する入札サービスを通じて探すことができる。これらのサービスを利用するには登録が必要である。

図表 110 : メツハリトスが提供する入札サイト



Tarjouspalvelu

Tunnus:

Salaus:

Salasana unohtunut?

ETUSIVU | TARJOUSPYYNNÖT | REKISTERÖIDY
? Ohjeet ja käyttövinkit

TARJOUSPYYNNÖT

Alla tällä hetkellä voimassa olevia Metsähallituksen tarjouskilpailuja, joihin vastaaminen sähköisesti on mahdollista. Tarjouspyyntöjen aiheet, kuvaukset ja määräajat näet ilman kirjautumista, mutta tarjouspyyntödokumenttien lataaminen ja tarjouksien jättäminen vaatii rekisteröitymisen ja kirjautumisen palveluun. Rekisteröityminen on maksutonta ja saat käyttötunnuksen välittömästi rekisteröitymisen yhteydessä.

[Siirry hakuun >>](#)

Yksikkö	Tarjouspyyntö / Ilmoitus	Kuvaus	Määräaika	
Metsähallitus, Luontopalvelut	MH 395/2018 / Pystymetsien kutoukset, Koillismaa, Kainuu, Etelä-Lappi Kynnyksen alittava hankintailmoitus		1.4.2018 23:30:00	Avaa >>
Metsähallitus Metsätalous Oy	MH 600/2018 / Kaivinkonemuokkauk-, kunnostus- ja puunkorjaukspalveluiden hankinta alkaen 2018 lisähankinta EU-hankintailmoitus	Metsähallitus Metsätalous Oy pyytää sähköisiä tarjouksia kaivinkonemuokkauksen, kunnostus- ja puunkorjaukspalveluiden hankintaan.	3.4.2018 16:00:00	Avaa >>
Metsähallitus, Luontopalvelut	179993 / Oulangan luontokeskus, julkisivujen pintakäsittely Kansallinen hankintailmoitus	Metsähallituksen Oulangan luontokeskusrakennuksen julkisivujen pintakäsittelytyöt tarjouspyyntöas...	4.4.2018 16:00:00	Avaa >>
Metsähallitus, Luontopalvelut	178751 / TIETOPYYNTÖ: Maastorakenteiden paikkatiedon keruusovellus Tietopyyntö		13.4.2018 00:00:00	Avaa >>
Metsähallitus, Luontopalvelut	190820 / Kaivojen kunnostus, Repoveden kansallispuisto Kynnyksen alittava hankintailmoitus		13.4.2018 23:30:00	Avaa >>
Metsähallitus Metsätalous Oy	MH 848/2018 / Raakapuun autokuljetuspalveluiden hankinta Pohjanmaa- Kainuun alueelle 1.7.2018 alkavien sopimuksiin EU-hankintailmoitus	Metsähallitus Metsätalous Oy pyytää sähköisiä tarjouksia raakapuun autokuljetuspalveluista hankint...	16.4.2018 16:00:00	Avaa >>
Metsähallitus Metsätalous Oy	MH 409/2018 / Puunkorjaukspalveluiden hankinta 1.8.2018 alkavien sopimuksiin. EU-hankintailmoitus	Metsähallitus Metsätalous Oy pyytää sähköisiä tarjouksia puunkorjuun hankintaan Pohjanmaa-Kal...	16.4.2018 16:00:00	Avaa >>
Metsähallitus, Luontopalvelut	MH 1287/2018/04.02 / Soiden ennallistaminen, kaivinkonetöitä 2018-2020, Etelä-Suomi Kansallinen hankintailmoitus	Ojen tukkiminen, patojen rakentaminen ja purojen kunnostustyöt. Suoritettavien töiden vähimmäiss...	18.5.2018 00:00:00	Avaa >>
Metsähallitus Metsätalous Oy	147349 / Istutus- ja taimikonhoitopalveluiden hankinta alkaen 2018 ja 2019 EU-ennakkoilmoitus	Istutus- ja taimikonhoitosopimusten päätyttyä Metsähallitus Metsätalous Oy kilpailuttaa uudet so...		Avaa >>
Metsähallitus Metsätalous Oy	149449 / Ennakkoilmoitus haketus- ja autokuljetuspalveluiden hankinnasta (2018-) EU-ennakkoilmoitus	Haketus- ja autokuljetusopimusten päätyttyä Metsähallitus Metsätalous Oy kilpailuttaa uudet sop...		Avaa >>
Metsähallitus	149421 / Ennakkoilmoitus raakapuun (muutakin kuin) autokuljetuspalveluiden hankintaan EU-ennakkoilmoitus	Puutavaran autokuljetusopimusten päätyttyä		-

(6) 引用・参考文献

- ・ 山本伸幸 (2013) 「フィンランドの 2 つの森林所有者共同組織」 森林科学. 2013. 6.
- ・ メツツハリトス (Metsähallitus) ウェブサイト
(<http://www.metsa.fi/>)
- ・ 財務省「貿易統計」

9. インドネシア共和国

(1) インドネシア共和国の概要

インドネシア共和国 (Republik Indonesia) は、東南アジア南部に位置する共和制国家。首都はジャワ島に位置するジャカルタ。東西 5,110km と非常に長く、また世界最多の島嶼を抱える国家である。赤道にまたがる 1 万 3,466 もの大小の島により構成される。人口は 2 億 3,000 万人を超える世界第 4 位の規模である。赤道直下のインドネシアは熱帯性気候に属し、乾季と雨季に分かれる。11~4 月ごろが雨季にあたり、5~10 月ごろが乾季にあたる。

図表 111 : インドネシアの地理



(2) 森林・林業の概要

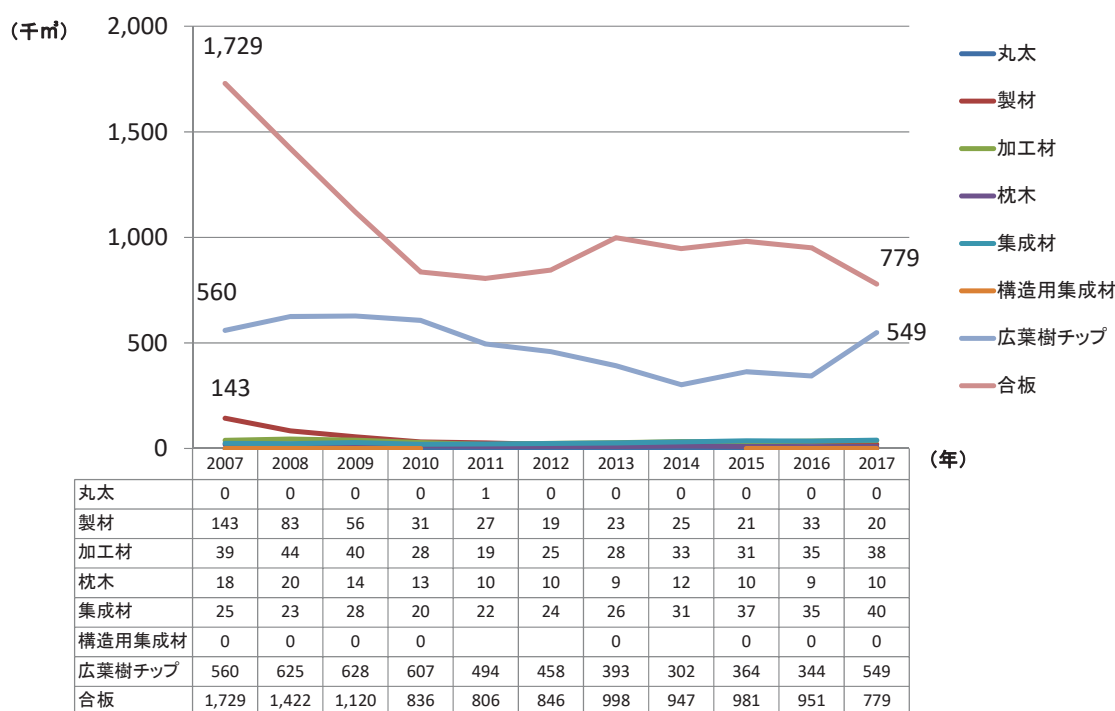
① インドネシア林業の概要

インドネシアの森林は、国有林とそれ以外の2つの主要なカテゴリに分かれている。国有林とは、政府が「森林区域」（カワサンフータン）として指定した土地である。インドネシアの森林（11,250万ha）のうち、国有林面積は1980年代初めに指定された約3,140万haである。

② 日本との関係

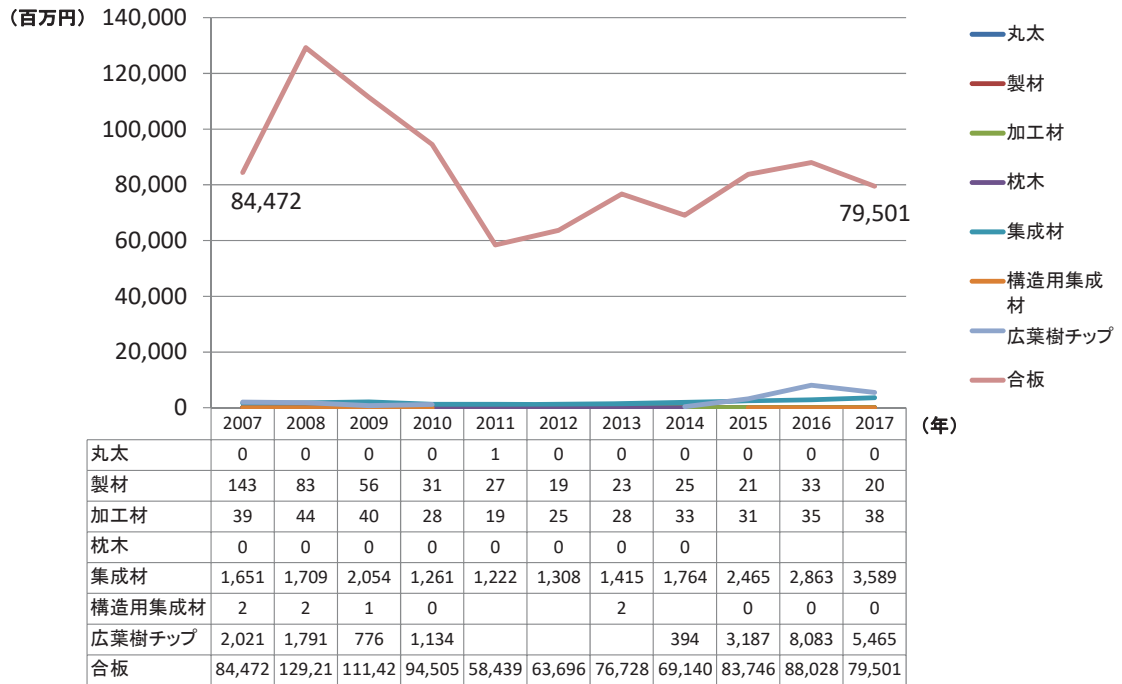
インドネシア産の輸入木材で最も多いのがマレーシアと同様に合板である。ただし減少傾向にあり、2007年では173万m³だったものが、2017年には77万m³と半分以上になっている。広葉樹チップの量も多い。

図表 112：インドネシア産木材の形態別輸入量の推移



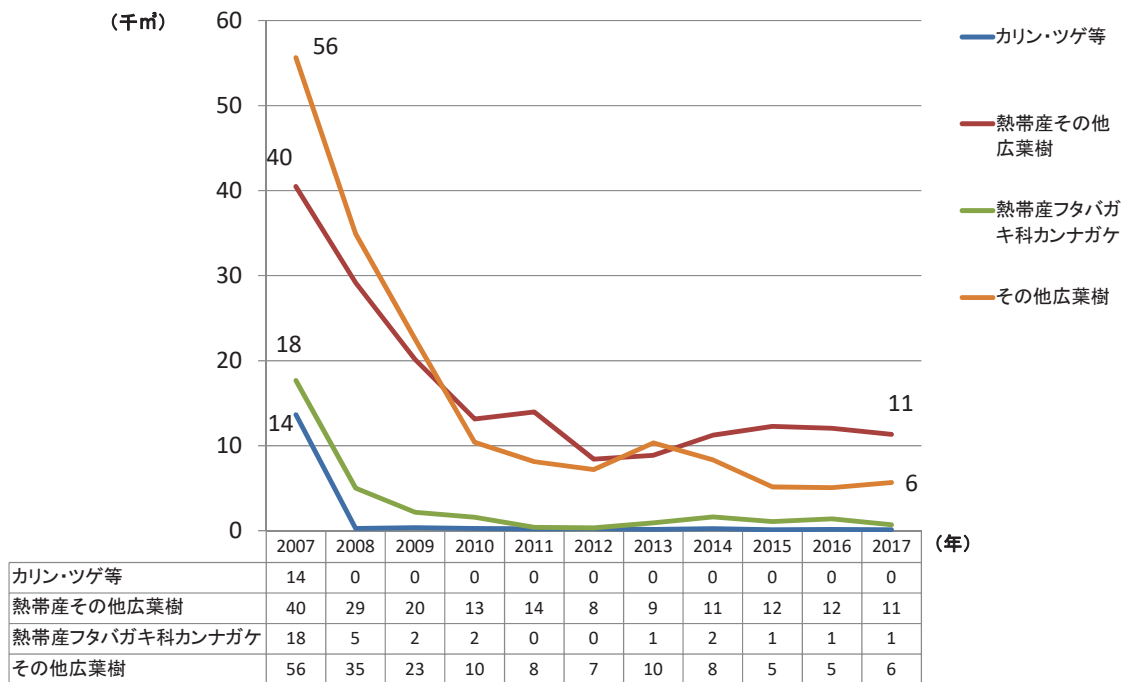
財務省「貿易統計」より作成

図表 113：インドネシア産木材の形態別輸入金額の推移



財務省「貿易統計」より作成

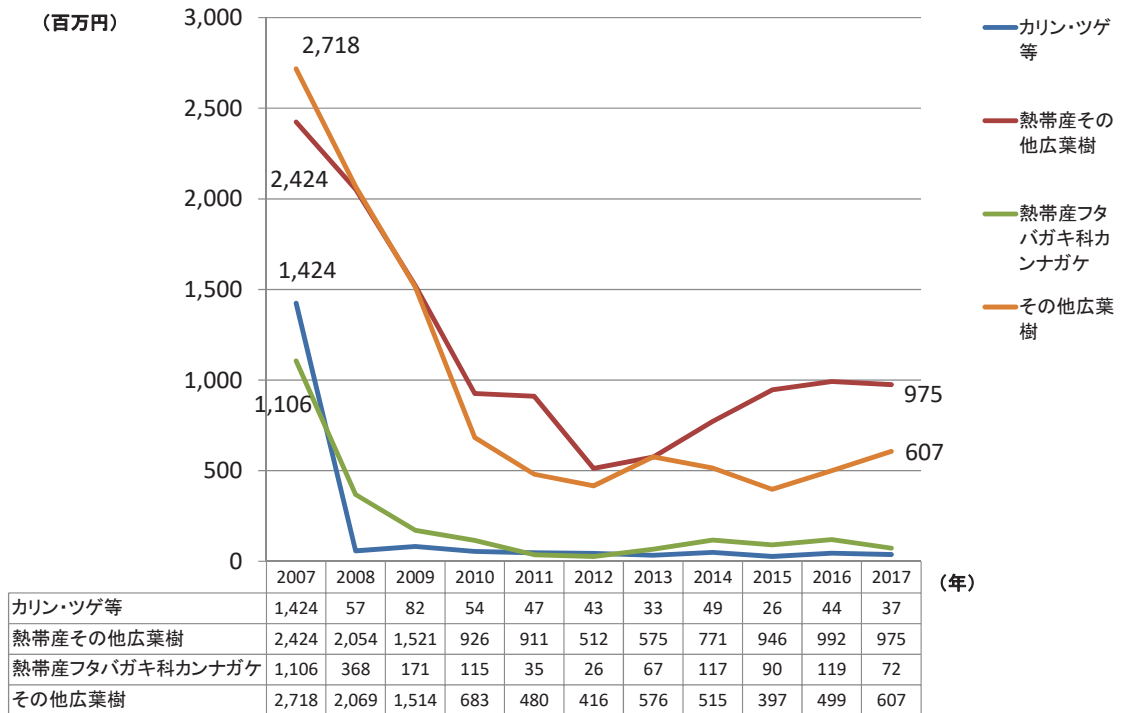
図表 114：インドネシア産の輸入木材の樹種別輸入量の推移



財務省「貿易統計」より作成

インドネシア産の輸入木材は広葉樹が多い。しかし2007年から2010年まで急激に輸入量は減少しており、それ以降は横ばいである。

図表 115：インドネシア産の輸入木材の樹種別輸入金額の推移



財務省「貿易統計」より作成

金額的にも広葉樹が大部分を占めているが、大きく減少した後に横這いという状況である。その他広葉樹は2008年に27億円の輸入金額であるが、2017年には6.0億円になっている。

(3) 国有林の概要

森林の管理は、国家林業省（Ministry of Forestry；MOF）の責任のもとに集中されてきた。国有林には、生産林、保全林、移行林という3つの主要な森林機能の分類が確立されている。国家林業省は、その後の組織再編を経て環境林業省（Ministry of Environment and Forestry）となった。

環境林業省の主な役割は、次のとおりである。

- ・ 天然資源と生態系の持続可能な保全管理、持続可能な森林経営、主要林産物産業の競争力向上
- ・ 森林面積の安定化、公害防止と環境破壊の防止、気候変動、森林や土地の火災制御
- ・ 環境と林業の分野における研究、開発、イノベーションの実施
- ・ 環境と林業の分野におけるコンサルティングと人材育成の実施

(4) 国有林における伐採スキーム

① 概要

私的に所有できない代わりに、政府は、森林利用権を付与している。

ジャワ以外の森林伐採地から多数の森林伐採権所有者および州の森林会社等に、(主に) 木材収穫のための森林利用権 (Hak Pengusahaan Hutan または HPH) のみを付与している。

ジャワの森林地域は、州の森林会社である PT Perhutani によって独占的に管理されている。PT Perhutani は 190 万ヘクタール以上の生産林を独占的に管理しており、その大半はチーク材の森林である。

② 森林利用権 (ライセンス) の付与

森林利用権 (ライセンス) の付与は、次のような手順で進められる。

- ・ 出願人はまず、ライセンスポータルウェブサイトアクセスし、許可を申請する。
- ・ 申請者は、ライセンスポータルの Web サイトからオンラインで選択したライセンス要件を提出する。
- ・ 管理システムは、申請者からファイルを受け取り、要件の完全性をチェックする。
- ・ 要件が不完全/不適格である場合、申請者は不完全なデータ要件を管理システムによって E メールで通知される。
- ・ 申請者の要件が完了した場合、管理システムは申請者ファイルを選択された権限管理者に送信する。
- ・ 権限管理者は、関連する権限が選択されているルールに従って検証を実行する。
- ・ 申請者の要件データが無効である場合、ライセンス管理者は申請者に情報を提供する。
- ・ 申請者のデータが有効であれば、ライセンス管理者は申請者に情報を提供し、許可を与える。

③ ライセンシーへの規制事項

ライセンシーへの規制事項については、ウェブサイト上の文書に以下の事項が公開されている。

- ・ 生産における環境サービス
- ・ 林業生産林の詳細な取扱手順
- ・ 生産林や森林内での炭素吸収およびカーボン・ストレージの使用において、使用のライセンス付与のための手順
- ・ ビジネスライセンスを使用するための手順

- ・ 森林の木材、森林生態系の復元率や木材・林産物の工業生産許諾・商業的利用、労働許可証の区域および商業的利用の拡大に関するビジネスライセンス
- ・ 森林の保全
- ・ 植林への投資
- ・ 国立公園、雨林公園、自然観察等の自然観光企業について
- ・ 森林利用許可の手順、森林・探鉱活動の許可

(5) 引用・参考文献

- ・ インドネシア環境林業省 (<http://www.menlhk.go.id/>)
- ・ Perum 林業公社 Perum Perhutani (<http://www.perhutani.co.id/>)
- ・ 財務省「貿易統計」

10. マレーシア共和国

(1) マレーシア共和国の概要

マレーシア (Malaysia) は、東南アジアのマレー半島南部とボルネオ島北部を領域とする連邦立憲君主制国家である。13の州と3つの連邦直轄領から構成されている。タイ、インドネシア、ブルネイと陸上の国境線で接しており、シンガポール、フィリピンと海を隔てて近接している。一般的にはマレー半島の部分が「半島マレーシア」(Semenanjung Malaysia)、ボルネオ島の部分は「東マレーシア」(Malaysia Timur) と呼ばれる。東マレーシアのサバ州及び、サラワク州は、行政面の独立性が高いことが特徴である。

図表 116 : マレーシアの地理



(2) 森林・林業の概要

① マレーシア林業の概要

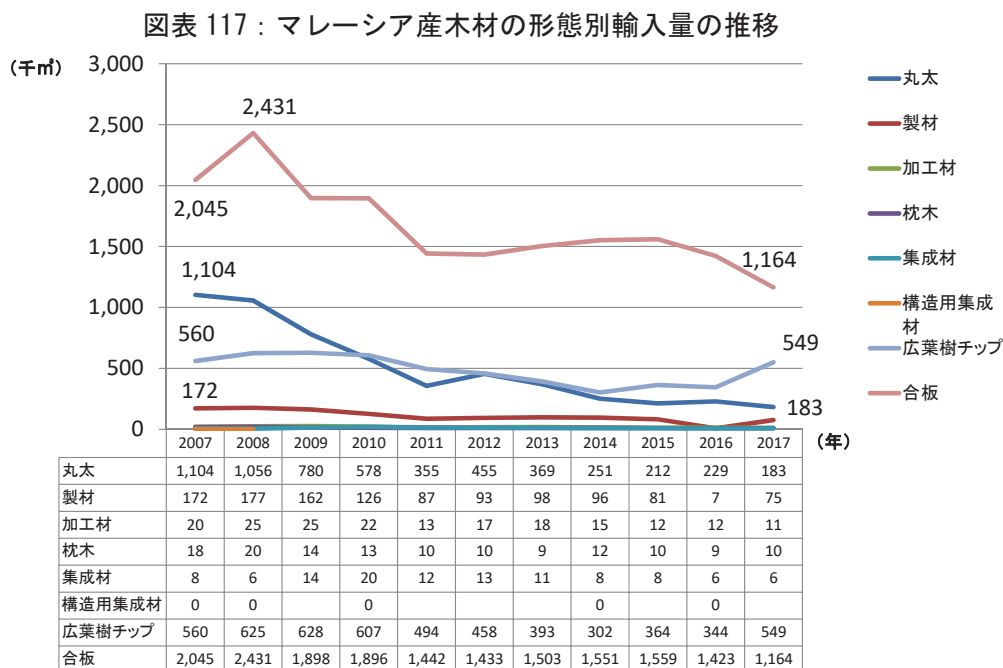
マレーシアは主に熱帯湿潤林に覆われており、フタバガキ科 (Dipterocapus) を中心とする森林が広がっている。かつては国内全土を森林が覆っていたが、特に半島部においては、イギリス植民地時代に低地林の多くがゴム農園に転換された。独立後の1960年代中頃からは、ゴムに代わりアブラヤシ (オイルパーム) 農園が造成されてきた。

マレーシアの森林は1,950万haで国土面積の約59%を占めており、16%がゴムやアブラヤシなど樹木を含む農地、25%がその他の土地利用となっている。

マレーシアの森林は、大きく永久保全林 (Permanent Reserved Forest ; PRF) と州有地林とに分けられる。前者は農用地などへの転用をせず永久的に森林経営 (天然林経営 / 人工林経営を問わず林業経営を伴う) を行いつつ保全する林地、後者は農用地などへの転用が認められている林地である。なお、用途面からは、生産林と国立公園などを含む保護林とに分類されている。マレーシアの森林全体で75%が生産林とされ、地域別の森林面積は、半島部が約590万ha (30%)、サラワク州が約924万ha (47%)、サバ州が約436万ha (22%) となっている。

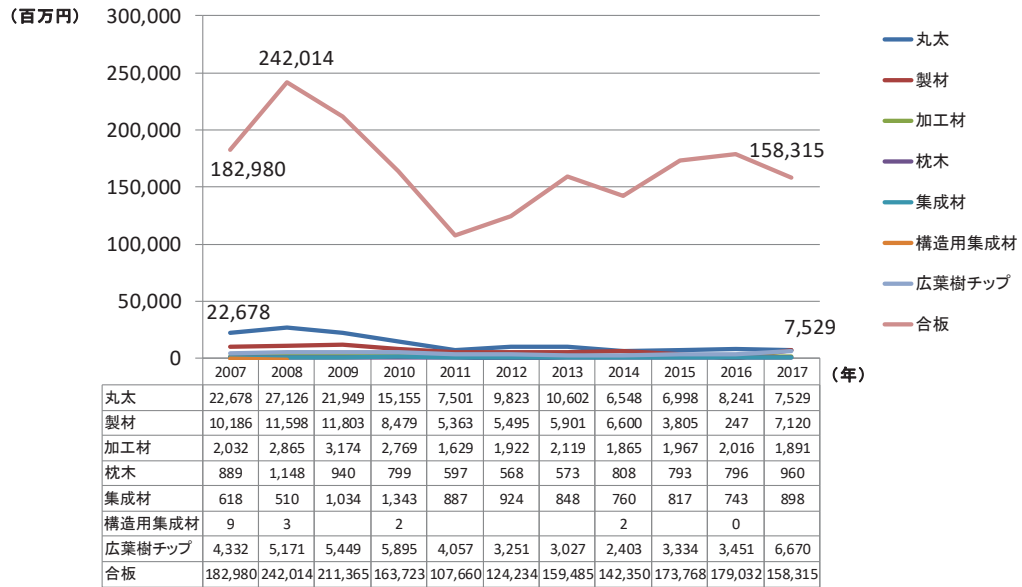
② 日本との関係

マレーシア産の輸入木材は特に合板が多いが、傾向としては減少している。最も多い合板をみると2008年に243万 m^3 だったものが、2017年には116万 m^3 と半分以下に減少している。



財務省「貿易統計」より作成

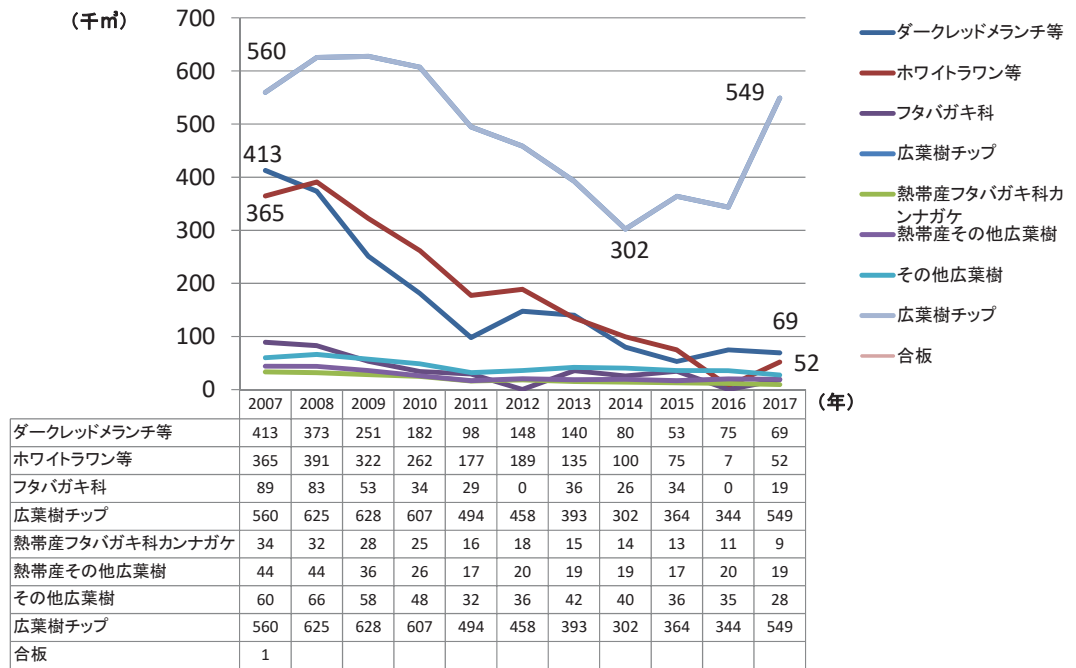
図表 118 : マレーシア産木材の形態別輸入金額の推移



財務省「貿易統計」より作成

金額的にもマレーシア産の輸入木材は合板が多く、その他は少ない。合板に関しては、2008年で2,420億円だったものが、2017年には1,583億円に減少している。

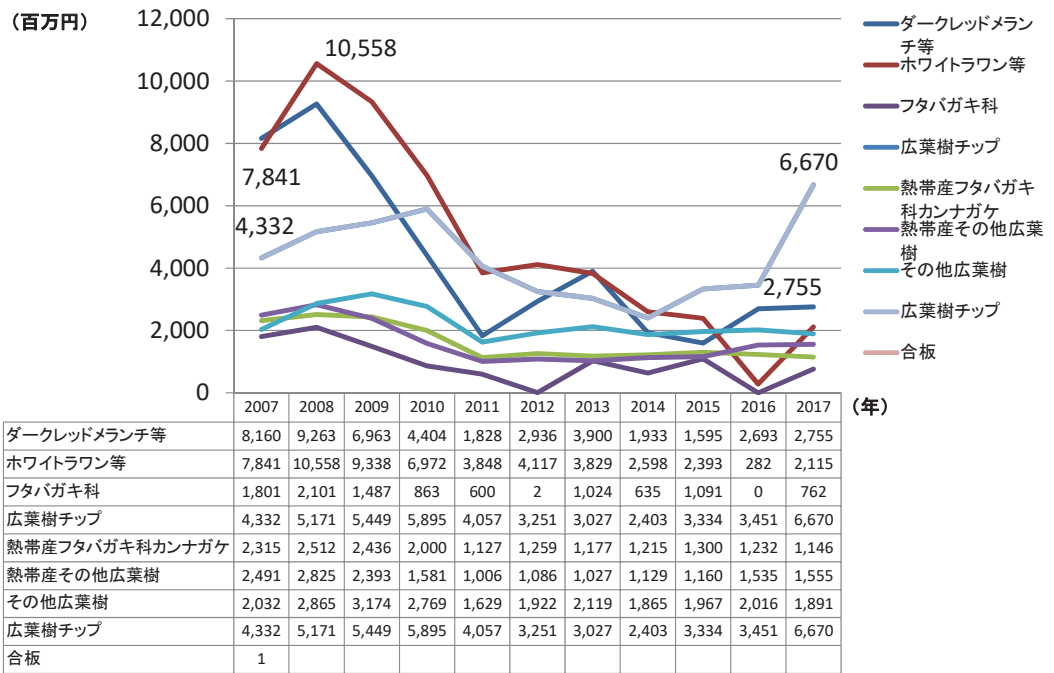
図表 119：マレーシア産の輸入木材の樹種別輸入量の推移



財務省「貿易統計」より作成

樹種別の内訳は、ホワイトラワン等、広葉樹が多くを占めている。しかしこれらも大幅に量が減少している傾向が読み取れるが、広葉樹チップは多い。

図表 120 : マレーシア産の輸入木材の樹種別輸入金額の推移



財務省「貿易統計」より作成

樹種別の輸入金額を見ても同様に、ホワイトトラウン、ダークレッドメランチが多くを占めてきたが、一貫して減少傾向にある。

(3) 州有林の概要

① 州有林管理の体制

マレーシアの各州は、連邦を構成する準国家として位置づけられ、州別に憲法・林業関連法令を制定している。

重要林業関連法令は、連邦政府が法令のフレームを提供し、これに基づいて各州が法令を策定する。このため、半島部の各州の重要林業法令の内容は、基本的には同じ内容になっている。林業の観点からは、島嶼部（サバ州、サラワク州）、半島部に大別される。

各州林業当局の実質的な上位機関である国家林業局は以下の業務を担当している。

- ・ 最適な収入確保のために、森林資源の管理において州当局に助言する。
- ・ 林業法の施行方針と施行を行う機関として行動する。
- ・ 持続可能な森林管理のコンセプトに沿った森林資源の管理を促進する。

国家林業局の機能は次のとおりである。

- ・ 行政部門は管理面、サービスおよび財務管理を担当する。
- ・ 収益部門は、プレミアム収益、ロイヤルティ、林業開発およびその料金を担当する。
- ・ 運営部門は、森林収穫地域および木材産業ならびに法執行機関のライセンス付与に関与する。
- ・ 森林開発部門は、森林開発プロジェクトの計画と実施、費用対効果の管理を担当する。

ここでは、半島マレーシアの行政機構について述べる。

半島マレーシア林業局（Forestry Department Peninsular Malaysia ; FDPMP）は、マレーシアの天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment）の一部門である。半島全域の11の州林業局、33の地区森林管理事務所で構成されている。同局は林業局長が長を務め、2名の副局長が局長を補佐している。2014年末現在、総従業員数は5,121人である。1992年国家林業政策（NFP）および1984年国家林業法（NFA）に基づいて、永久保全林（Permanent Reserved Forests ; PRF）の管理、計画、保護および開発を担当している。

(4) 州有林の管理経営制度

① 1984年 国家林業法 (National Forestry Act 1984) ※1993年改正

1984年に制定された、マレーシア共和国における林業の最も基本となる法律。ライセンス付与の際に関係してくる林産物 (Forest Products) の定義、森林管理官の選任および役割・権限、永久保全林 (PRF) の定義および取扱い、林地の用途転用に関する規制、林産物収穫に関する規制、ライセンス付与や伐採許可などについて定めている。

② 1977年 国家森林政策 (National Forest Policy of 1977) ※1992年更新

マレーシアの様々な森林部門は、国家森林政策 (NFP) および国家林業法 (NFA) に従っている。永久林地 (Permanent Forest Estate ; PFE) の管理、計画、保護および開発に関する政策を定めている。本政策の第一の目的は、合理的で持続可能な土地利用に基づいて、全国に戦略的に位置する PFE を特定することである。PFE は、(1) 生産林、(2) 保護林、(3) アメニティ森林、(4) 研究教育林、の4つの主要機能に分類され、管理されている。

生産林に関して、NFP は、国内および国際的な消費のための林産物が永久に (すなわち持続可能に) 確保されるように、州が PFE 内の生産林を持続可能に使用するよう要求している。さらに、生産林地を含む PFE は、持続可能な管理の原則に従って、国家と国民の社会的、経済的、環境的利益を最大化するように管理されるべきであるとしている。そのために、NFP は、森林再生を含む森林開発のための明確な森林利用計画を策定するよう求めている。NFP はまた、州の森林機関に、経済的便益を最大にし、資源の流れに見合った適切な森林産業の発展を促すために、生産森林内での効率的な収穫と利用を促進することを求めている。

③ 1998年 生物多様性国家政策

(National Policy on Biological Diversity of 1998)

マレーシアの生物多様性国家政策 (1998年) は、「マレーシアの生物多様性を保全し、その構成要素を持続可能な方法で利用して国家の継続的な進歩と社会経済発展に確実に活用する」ために策定された。生物多様性に関する方針には、生物多様性の効果的な管理のための戦略が含まれている。

マレーシアの持続可能な森林管理 (Sustainable Forest Management ; SFM) 制度により、各州の森林管理計画に詳述されている森林管理の「地域管理」および「量的管理」の方法を採用している。年間木材収量の配分は、永久保全林 (PRF) の生産林の正味面積に基づいて木材の伐採・生産とのバランスを取るよう設定されている。各州は、州の年間伐採限度の遵守状況を報告することが求められている。これらの数字のレビューは、マレーシア副首相が議長を務める国土審議会 (National Land Council) によって監督されている。

(5) 州有林における伐採スキーム

① 概要

国家林業法（1984）のセクション 16 では、州政府からライセンスを付与し、「以下の 3 つのスキームのいずれかによって森林生産物を収穫することを許可する権限」を州政府に与えている。

- ・ 入札プロセス
- ・ コンセッション契約
- ・ 一般的契約

このようなスキームが設けられた目的は、

- ・ 1984 年国家林業法に基づいて実施された永久保全林または国土から森林生産物の生産を決定すること。
- ・ 永久保全林における森林生産量を、環境への影響を最小限に抑えて「持続可能な森林管理」の原則に従って決定すること。
- ・ 州政府に最適な利益をもたらす森林生産物の生産を決定すること。

の 3 点である。

② 林産物の販売スキーム

入札プロセスによる林産物の販売は、次の手順で進められる。

図表 121：入札プロセスによる林産物販売

ステップ	作業過程
1	州林業局長は地図と入札書類を準備する。
2	州森林局長は、対象地内の境界明確化が整った後、入札通知を出す。 入札に参加した当事者は、 <ul style="list-style-type: none">・ 国家林業局に登録し、入札書類に必要な資格を満たしていること・ 入札をすること・ 州林業局から入札フォームを入手すること・ 合理的な入札価格を決定するため入札するエリアを訪問調査することが求められる。
3	入札が閉じられる。
4	入札用紙は、国家入札評価委員会の審議のために提出される。

コンセッションエリアにおける林産物の販売は、次の手順で進められる。

図表 122 : コンセッションエリアにおける林産物販売

ステップ	作業過程
1	州林業局長がコンセッション計画を作成する。
2	州林業局長は、関係当事者と署名するコンセッション合意書の提案書を国務庁に提出する。
3	州当局によるコンセッション合意書の承認。
4	州林業局長は、コンセッションエリアの地図および、収穫対象の林班ごとの年間施業計画を含む合意文書を作成する。
5	合意文書は、州法顧問に提出され、確認される。
6	州林業局長は、必要に応じて州法顧問によって提案された修正案を作成する。
7	州政府とコンセッション運営者は、コンセッションエリアに関する合意文書に署名する。
8	州林業局長は、収穫対象の林班ごとの年間施業計画(確定版)に基づいて、コンセッション運営者に承認書を発行する。

③ 林産物を収穫するためのライセンス

林産物を収穫するためのライセンス申請方法はすべてウェブサイト上に公開されている。なお、一部の州では州林業局に登録されている伐採業者のみにライセンスが適用される。入札プロセスにより発行されるライセンスについては、国家林業局に登録された伐採業者に対して入札情報が公開されることが原則である。

コンセッションエリアについては、契約に基づきコンセッション運営者に対してのみ許可がなされる。

なお、ここでのライセンスには次の2種類がある。

- ・ 「主要林産物」を収穫するライセンス
- ・ マイナーライセンス

「主要林産物」とは、丸太、柱、薪、木炭などを指す。70 m³を超えない主要林産物の収穫、その他のマイナーな森林生産物の収穫には、「マイナーライセンス」が必要である。

木材その他の主要林産物を収穫するためのライセンスは、次のプロセスで認定される。ライセンス文書の扱いが若干異なるが、いずれも、州林業局の林業局長がライセンスを付与し、地区の森林管理官が現場での管理監督を行う点では同様である。

図表 123 : ライセンス認定のプロセス

ステップ	作業過程
1	州林業局長はライセンシーから支払いを受ける。 ライセンス料金には次のものが含まれる。 ①保証金、②プレミアム、③境界準備手数料、④その他の手数料(州によって異なる)
2	州林業局長は、地区森林管理官に対し、支払いを受けた後に免許証を準備するよう指示する。
3	地区森林管理官は、フォレスト・レンジャーに対し、ライセンスエリアのクリア、マークと認定、境界明確化された収穫ブロック、および境界検証証明書の作成を指示する。
4	フォレスト・レンジャーは境界検証証明書を地区森林管理官に提出する。
5	地区森林管理官が境界検証証明書を確認する。
6	必要に応じて境界検証証明書の訂正を行う。
7	地区森林管理官は、境界検証証明書が完成した場合にライセンス証書を準備する。
8	地区森林管理官、ライセンシー、請負業者および監督はライセンス証書に署名する。
9	地区森林管理官は、林業局長に文書を提出する。
10	州林業局長は文書(documents)を受け取り、確認する。
11	州林業局長が文書を登録し署名する。

主要な林産物が 70 m³未満等の森林生産を対象としたマイナーライセンスの発行に向けた作業プロセスは、次のとおりとされている。

図表 124 : ライセンス認定のプロセス

ステップ	作業過程
1	州林業局長は、ライセンシーから支払いを受ける。 ライセンス料金には次のものが含まれる。 ①保証金、②プレミアム、③その他の手数料(州によって異なる)
2	州林業局長は、地区森林管理官に対し、1984年国家林業法に従ってFom 3の使用権を準備するよう指示する。
3	地区森林管理官は、フォレスト・レンジャーに対し、ライセンスエリアのクリア、マークおよび認定、および境界検証証明書の作成を指示する。
4	フォレストレンジャーは、境界検証証明書を提出する。
5	地区森林管理者が境界検証証明書を確認する。
6	必要に応じて境界検証証明書の訂正を行う。
7	地区森林管理官は、境界検証証明書が完成すればライセンス証書を準備する。
8	地区森林管理官とライセンシーがライセンス証書に署名する。
9	地区森林管理官は、ライセンス文書を州林業局長に提出する。
10	州林業局長は、ライセンス文書を受け取り、確認する。
11	州林業局長はライセンス(licence)を登録し、署名する。
12	州林業局長は、ライセンシーに配布するためにライセンスのコピーを地区森林管理官に提出する。

(6) 引用・参考文献

- ・ Forestry Department Peninsular Malaysia (<https://www.forestry.gov.my/>)
- ・ Sabah Forestry Department (<http://www.forest.sabah.gov.my/>)
- ・ Forest Department Sarawak (<http://www.forestry.sarawak.gov.my/>)
- ・ 財務省「貿易統計」

11. ニュージーランド王国

(1) ニュージーランド王国の概要

ニュージーランド王国 (Realm of New Zealand) は、ニュージーランド国王を国家元首とする南半球の島国である。ニュージーランド、クック諸島、ニウエ、トケラウおよび南極のロス海属領から構成される。

ニュージーランド列島の北島には、首都ウェリントンがあり、政府機関が置かれている。同国最大の都市であるオークランドは、商業および経済の中心地となっている。北島は、南島ほど険しい山脈はないが、火山活動が活発である。北島の中での最高峰は、2,797m のルアペフ山である。

南島は、最も陸地面積の大きな島で、中心都市はクライストチャーチである。島の中央には「南半球のアルプス山脈」と呼ばれる南アルプス山脈がそびえる。最高峰は、3,754m のクック山で、その他に 3,000m 以上の峰々が連なる。

気候はほぼ全土が西岸海洋性気候に含まれ、夏は涼しく、冬の寒さは厳しくない、1年を通して温暖な気候である。

図表 125 : ニュージーランドの地理



(2) 森林・林業の概要

① ニュージーランド林業の概要

ニュージーランドでは、1980年代後半から1990年代前半にかけて林業ブームがあり、新規造林面積が急激に増加した。この背景には、それまで形成してきた森林資源の収穫とその輸出が好調で、林業への投資の利回りに大きな期待が寄せられていたことが挙げられる。1990年代前半に新植面積は大きく増加し、1994年には10万haに迫る勢いとなった。その後、新植面積は急減した。

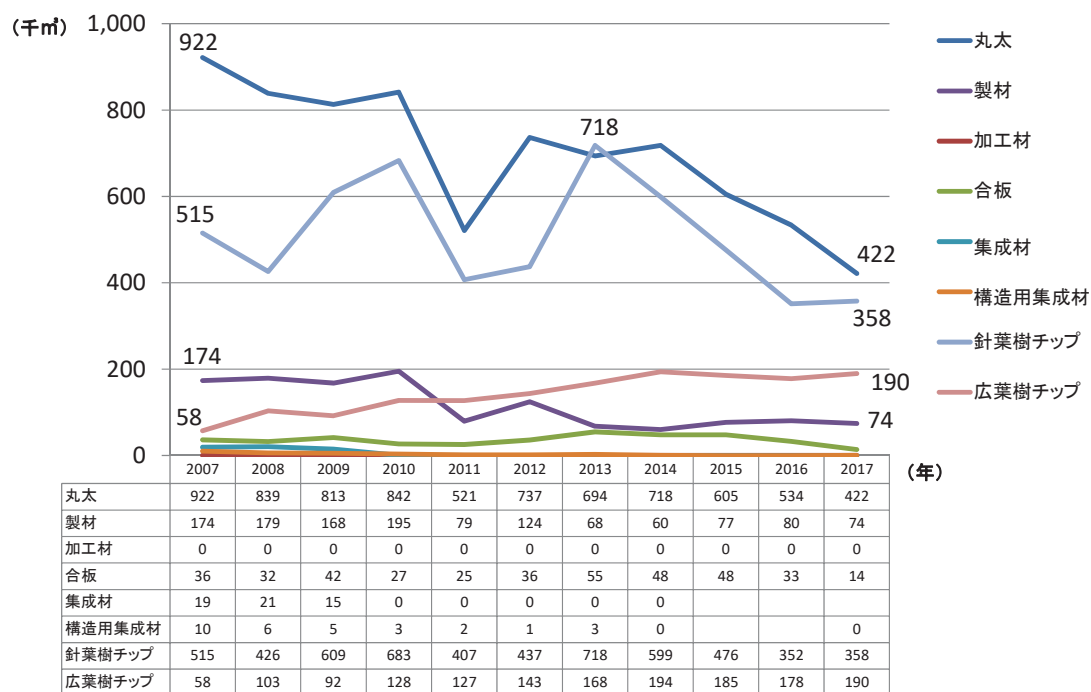
森林所有形態の変化については、二大林産企業の撤退と投資ファンドの進出が大きい。1997年には、Carter Holt Harvey（以下、CHH）とFletcher Challenge Forests（以下、Fletcher）という二大企業がニュージーランド人工林（154万ha）のそれぞれ22%と19%を保持していた（NZFOA 1997）。

CHHとFletcherは林業（造林・保育・伐採）部門と林産（製材・加工・パルプ）部門の双方をもつ総合林産企業であり、2～10万haをもつ10社ほどがそれに続いていたが、これらの多くは林業・林産企業であった。それから10年後には、FletcherやCHHは林業から撤退し、それぞれの所有していた森林は他の企業に転売された。2007年までの5年ほどでの所有者の変遷は大きく、近年ではHancock Natural Resource Group（HNRG）が人工林面積（182万ha）の16%を超える森林所有者である（NZFOA 2007）。二大林業会社の撤退の後、投資ファンドが既存の森林に積極的投資を行っている（矢野 2008）。HNRG社はアメリカ由来の森林投資ファンドである。投資ファンドは森林を所有するが、施業は別の林業会社が請け負う。

もう一つの森林所有・経営形態の変化がFarm Forestryである。1990年代の造林ブームで、小面積の土地に新規造林することが多く行われた。この結果、現在、ニュージーランドの森林所有者約15,000のうちの90%以上が100ha以下の所有者であり、これらの小規模森林所有者の全人工林に占める面積割合は20%である（NZIF 2008）。

② 日本との関係

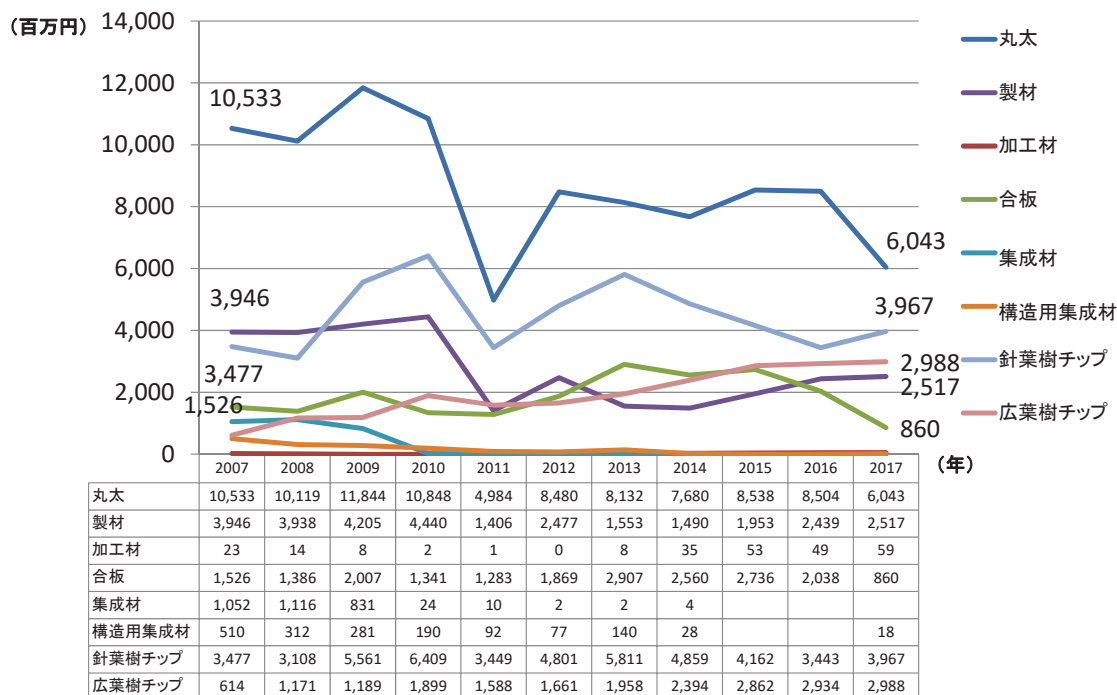
図表 126 : ニュージーランド産木材の形態別輸入量の推移



財務省「貿易統計」より作成

ニュージーランド産の輸入木材の形態別輸入量の推移をみると、丸太と針葉樹チップが多いが、基本的に減少傾向にある。

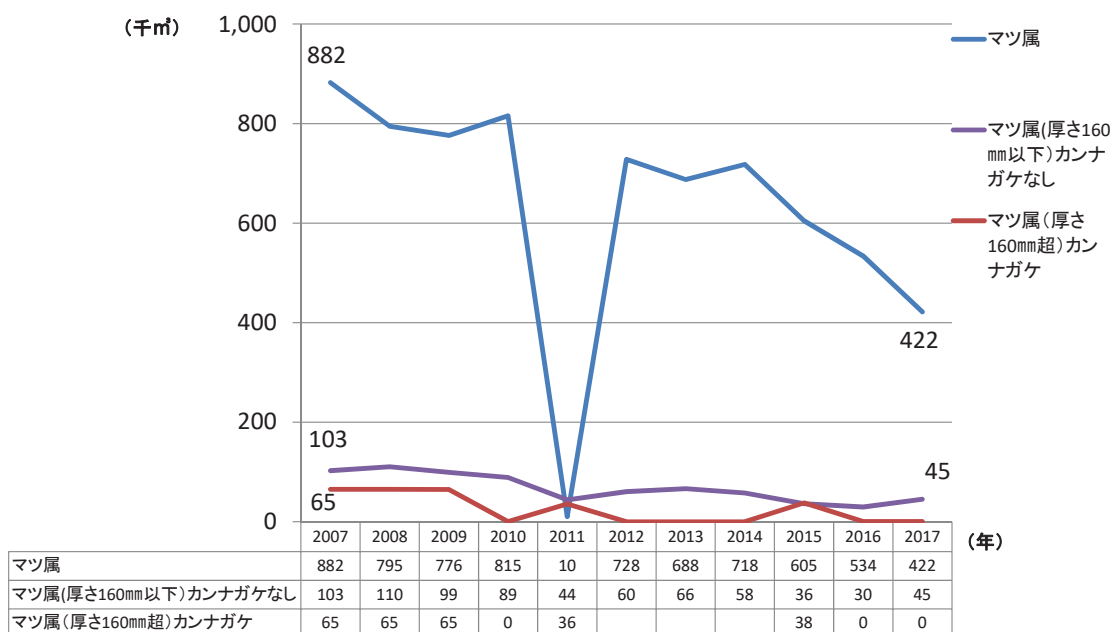
図表 127：ニュージーランド産木材の形態別輸入金額の推移



財務省「貿易統計」より作成

輸入金額で見ても丸太が最も多いが、全般的に減少傾向にある。

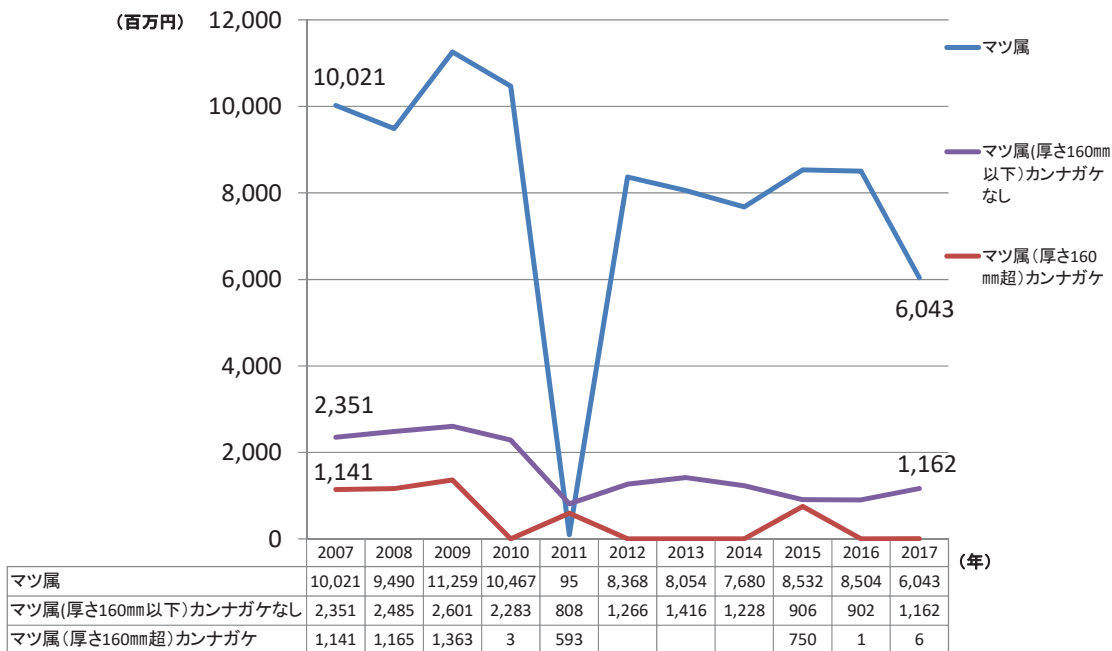
図表 128：ニュージーランド産の輸入木材の樹種別輸入量の推移



財務省「貿易統計」より作成

ニュージーランド産の輸入木材の樹種としてはマツ属がほとんどである。全体的には減少傾向にあり、2007年に88万m³だった輸入量も、2017年には42万m³になっており半減している。

図表 129：ニュージーランド産の輸入木材の樹種別輸入金額の推移



財務省「貿易統計」より作成

輸入金額で見てもマツ属がほとんどであるが、全般的に減少傾向にある。

(3) 国有林の概要

1980年代の初頭に、ニュージーランド経済は各種規制、物価統制、補助金政策などのために停滞していた。1984年に労働党政権が発足し、貿易・サービスの自由化、金融制度・公共事業、各種補助金の削減、国営企業の民営化などが行われた。この一貫として国有林は森林行政部門（林業省；Ministry of Forestry）から分離・民営化され、林業公社（Forest Corporation）となった。林業公社は、100%政府出資の営利民間企業として発足した。約86万haの森林を保有し、うち、人工林は約55万haであり、その大部分はラジアータパインのプランテーションであった。

1989年には、国有林資産法（Crown Forest Act）が制定され、第二段階の改革がなされた。すなわち、森林資産および経営権の売却である（売却対象は立木であり、土地は売却対象外）。1990年には17万haの国有林経営権（Crown forest License）が売却された。その後も売却は続けられ、1996年までに45万haが売却され（箕輪 1997）、1997年までに、ほとんどの人工林経営権が売却された。

(4) 国有林の管理経営制度

① 1949年 森林法 (Forests Act 1949)

本法律は、私有林の森林管理、輸出管理・製材管理、持続可能な森林管理計画のパートに分かれている。また、大臣またはニュージーランド森林公社は、森林の確立、管理、保護、または使用される土地の管理または保護を目的とした私有林（マオリの土地を含む）の所有者の代理人として行動することができることを定めている。

② 2004年 改正森林法 (Forests Amendment Act 2004)

1949年森林法は数度の改正が行われており、2004年の改正では、特定の先住民の森林における収穫、伐採等の禁止、製材管理が適用される特定のマオリ地方の森林、持続可能な森林管理計画とその承認手続、持続可能な森林管理許可などについて追加的に定められた。

③ 1986年 国有企業法 (State-Owned Enterprises Act 1986)

政府の取引活動に関して業績改善を促進するため、国有企業を設立できるとした法律。本法律では、国有企業の運営を支配する原則を明記し、特定の政府活動を行い、その所有権を管理する企業の形成を認め、国有企業の説明責任と閣僚の責任に関する要件を確立している。

④ 1989年 王立森林資産法 (Crown Forest Assets Act 1989)

この法律は、5つのパートで構成されており、クラウンの森林（国有林）（I）、クラウン林業資産とクラウン林業ライセンス（II）、クラウン森林地帯のマオリ所有と補償（III）など国有林業資産に関して規定している。

⑤ 1998年 農業・林業（再編）法

(MINISTRY OF AGRICULTURE AND FORESTRY (RESTRUCTURING) ACT 1998)

1986年国有企業法に基づいて設立された2つの国営企業に農林水産省から従業員を譲渡するための法律。この法律は、林業または肉の検査に関与する2つの特定国営企業に対する省からの従業員の移転に関する事項を定めている。

(5) 国有林における伐採スキーム

既に述べたように、ニュージーランドの国有林は民営化が進められ、人工林のほぼ全域の経営権が売却されている。

現在、林業行政を所管しているのは一次産業省 (Ministry for Primary Industries) である。一次産業省所管の Crown Forestry が、国有林の管理を行っている。近年の収穫量はおよそ 80 万 5000 m³で、ニュージーランドの収穫総量の 3%弱を占めるのみになっている。

Crown Forestry は、商業的条件で、その森林資産を引き続き民間開放することを考えており、森林経営権等の販売価格の方が継続的に森林を所有することにより得られる財務的利益より良い場合、その販売を検討しているとのことである。

(6) 引用・参考文献

- ・ ニュージーランド王国 一次産業省 (Ministry of Primary Industries)
(<https://www.mpi.govt.nz/>)
- ・ 箕輪光博(1997) ニュージーランド国有林の民営化. 林業経済研究. Vol. 43. No. 1.
- ・ 矢野俊夫 (2008) ニュージーランド林業の今. 森林技術 No. 797: 12-18
- ・ NZFOA (2007) New Zealand Forest Industry Fact & Figures 2007/2008. NZFOA, WPA (Wood Processing Association) and MAF (Ministry of Agriculture and Forestry)
- ・ 財務省「貿易統計」

平成 29 年度 林野庁委託事業
国有林における長期・大口の立木売却等の手法に係る海外事例調査事業
報告書

平成 30 年 3 月 発行

業務委託者 **林 野 庁**

(国有林野部 経営企画課)

〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL. 03-3502-8111 (代表)

業務受託者 **株式会社 自然産業研究所**

〒520-0248 滋賀県大津市仰木の里東一丁目 1 番 2 号

TEL. 077-572-5336 FAX. 077-572-5337

本報告書の内容を許可なく複製・転載することを禁じます。